

チップーシュレッダー機貸付要項

H20年8月31日制定

(総則)

第1条 この要項は、きんたろう倶楽部（以下「きんたろう」という。）が所有するチップーシュレッダー機（「チップー機」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付を受ける者の資格)

第2条 チップー機の貸付けを受けることができる者は、きんたろうの会員であって、次の要件を備えている者でなければならない。

- (1) チップー機の操作及び安全管理対策の指導講習を受けた者がいること。
- (2) 前号の講習を受けた安全管理者をチップー機周辺に常駐させ安全管理に努めること。
- (3) チップー機を操作する者及びチップー機を使用して里山等の整備作業に従事する者全てが損害保険等に加入していること。

(貸付条件)

第3条 チップー機の貸付条件は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------|---------------|
| (1) 貸付料 | 1日あたり | 20,000円 |
| (2) 貸付期間 | 1回あたり | 原則として2日以内とする。 |
| (3) 搬送料 | 1回あたり | 10,000円 |
| (4) 操作安全管理指導料 | 1回あたり | 10,000円 |

(貸付料等の納付)

第4条 借受け人は、前条の貸付料等を翌月10日までに納入するものとする。

(借受申請)

第5条 チップー機を借受けようとする者は、別に定める「チップーシュレッダー機借用申請書」をきんたろうに提出しなければならない。

(貸付許可)

第6条 前条の借用申請書を受理したときは、使用目的、使用場所、安全の確保などを確認のうえ貸付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 チップー機を借受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 始業前には、必ずチップー機の点検を行い、安全対策に万全を期すこと。
- (2) チップー機の使用中の事故等については、きんたろうに対して一切責任を求めないこと。
- (3) チップー機を返却するときは、現状回復した上で返却すること。

(4) チッパー機に損害が生じたときは、直ちにその状況をきんたろう倶楽部に報告するものとする。

また、きんたろうから損害賠償請求があった場合は、請求に従うこと。

(協議)

第8条 この要項に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

附 則

この要項は、平成20年9月1日から施行する。